

平成28年度 神奈川県立座間総合高等学校不祥事ゼロプログラム

神奈川県立座間総合高等学校は、不祥事の発生をゼロにすることを目的として、次のとおり平成28年度の不祥事ゼロプログラムを定める。

1. 不祥事防止の課題・行動目標と具体的な取り組み

| 課 題 | 目 標 | 具 体 的 な 取 組 | 予 定 月 |
|----------------------------|--|--|--------------|
| 法令遵守意識の向上 | 公務員として倫理意識の向上を図り、公務外非行の未然防止を徹底させる。 | ①平成28年9月末までに、職員啓発資料をもとに、職場研修を実施する。 ②平成28年12月末までに、所属教職員全員が参加する、職場研修を実施する。 | 4月 |
| | | | 11月 |
| 私費会計の適切な運用 | 私費会計の適正な取り扱いを図る取り組みを進める。 | ①平成28年9月末までに、職員啓発資料をもとに、私費会計の公正な取り扱いについての職場研修を実施する。 ②平成28年10月末までに私費会計の中間監査、平成29年3月末までに私費会計の年度監査を実施する。 | 4月 |
| | | | 10月、3月 |
| 体罰、不適切指導の防止 | 体罰・不適切指導の発生を未然に防止する。 | ①平成28年8月末までに、職員啓発資料をもとに、体罰・不適切指導についての職場研修を実施する。 ②平成28年12月末までに、所属教職員全員が参加する、体罰、不適切指導を内容とする職場研修を実施する。 | 夏季休業前の顧問会 |
| | | | 冬季休業前 |
| セクハラ、わいせつ行為の防止 | セクハラ・わいせつ行為を未然に防止する。 | ①平成28年6月末までに、職員啓発資料をもとに、セクハラ、わいせつ行為防止についての職場研修を実施する。 ②平成28年10月末までに、所属教職員全員が参加する、人権意識の向上を内容とする職場研修を実施する。 | 6月職員会議 |
| | | | 10月事故防止研修 |
| 成績処理及び進路関係書類の作成及び取扱に係る事故防止 | 成績処理及び進路関係書類の作成及び取扱に係る事故を未然に防止する。 | ①平成28年6月末までに、テスト作成、成績処理、及び調査書作成について校内マニュアルや点検体系が確実に機能するように、第1回職場研修を実施する。 ②平成28年12月末までに、所属教職員全員が参加する、第2回職場研修を実施する。 | 成績処理日程提示時に実施 |
| | | | 調査書発行時 |
| 交通違反・事故、酒酔い・酒気帯び運転防止 | 交通法規の遵守に努め、交通事故・違反、酒酔い・酒気帯び運転を未然に防止する。 | ①平成28年7月末までに、所属教職員全員が参加する、交通事故防止に係る職場研修を実施する。 ②平成28年12月末までに、職員啓発資料をもとに、酒酔い・酒気帯び運転防止についての職場研修を実施する。 | 7月 |
| | | | 11月又は12月 |
| 個人情報保護 | 個人情報の管理に対する意識を高め、個人情報の流出を未然に防止する。 | ①平成28年7月末に、不祥事故防止一斉点検に係る個人情報管理分野のチェックリストによる点検及び情報セキュリティ点検を実施し、併せて、所属教職員全員を対象にした個人情報保護・情報セキュリティについての職場研修を実施する。 ②平成28年12月末までに、個人情報の流出が起きないような作業手順とチェック体制を点検する。また、電話番号・メールアドレスの取り扱いについての点検を行い、所属教職員全員を対象にした不適切利用や個人情報流失など個人情報管理についての職場研修を実施する。 | 7月職員会議 |
| | | | 5月 |
| 入学者選抜業務に係る事故防止 | 入学者選抜に係る事故を未然に防止する。 | ①平成29年1月～2月を入学者選抜業務に係る個人情報保護重点月間と定め、個人情報の流出等が起きないような作業手順とチェック体制を点検するとともに、マニュアルに基づく点検の徹底を図る。 | 12月または1月 |

2. 取組の検証と一斉点検

| | |
|-----------------------------|---|
| (1) 第1回検証 (第1回不祥事防止一斉点検) | 「具体的な取組」について、平成28年9月末までに実施状況を確認し、未実施があった場合は、平成28年10月中に補完措置を講ずる。また、各目標達成に向けて行動計画を修正する必要がある場合は、必要な修正を行う。 |
| (2) 第2回検証 (第2回不祥事防止一斉点検) | 「具体的な取組」について、平成29年1月初旬までに実施状況を確認し、未実施があった場合は、平成29年2月中に補完措置を講ずる。また、各目標達成に向けて行動計画を修正する必要がある場合は、必要な修正を行う。全職員対象の第2回不祥事防止一斉点検を実施する。 |
| (3) 最終検証 (第3回不祥事防止一斉点検) | 「具体的な取組」について、平成29年3月初旬に実施状況を確認するとともに、各目標達成についての自己評価を行う。その結果、新たな目標設定(各目標の修正を含む)が必要な場合は、新たな目標設定を行ったうえで、平成29年度における県立座間総合高等学校不祥事ゼロプログラムを策定する。 |